

一宮市告示第202号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)第17条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月14日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
いちのみや応援寄附金
- 3 指定納付受託者の指定期日
令和7年7月1日から契約期間満了まで